

一関市高圧受電施設の電力供給に係る公募型プロポーザル実施要項

1 概 要

平成28年4月に電気の小売業への参入が完全自由化されたことから、市内の主要な高圧受電施設の電力供給について、電気使用料の削減、安定供給、環境配慮等、総合的な観点から電力供給事業者を選定しようとするものである。

2 対象施設

- (1) 需要場所 一関市82施設（別紙のとおり）
- (2) 業種及び用途 庁舎、学校等

3 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 交流三相3線式
- ② 周波数 50Hz
- ③ 供給電圧 6,000V
- ④ 計量電圧 6,000V

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量等

- ① 予定契約電力 別紙のとおり

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- ② 予定使用電力量 別紙のとおり

年間使用電力量の見込み。ただし、気象条件や社会情勢によって増減する場合があります。

(3) 供給期間

令和2年10月1日午前0時から令和5年3月31日午後12時まで

(4) 供給地点

別紙のとおり。

4 積算方法

- (1) 金額の算定に当たっては、施設ごとの月額基本料金単価及び電力量料金単価を定め、別紙に示した予定契約電力及び予定使用電力量により、1年間の金額を算定し、全施設の合計額を算出すること。

(2) (1)の単価には消費税及び地方消費税総額(10%)を含むものとする。また、力率100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

契約締結後において消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、市は変更された税率に基づき増額又は減額された税額を支払うものとする。

なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とすることを留意すること。

(3) 電気料金のほかに別途費用が必要となる場合には、当該経費も記載すること。

(4) 総額の算出基礎として、任意様式による内訳書を作成し、添付すること。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

① 契約電力の単位は、1 kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

② 使用電力量の単位は、1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③ 力率の単位は、1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

④ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、施設ごとの合計金額の端数は小数点以下を切り捨てる。

⑤ 消費税及び消費税額の単位は1円とし、端数は小数点以下を切り捨てる。

5 電力量の検針及び請求方法

(1) 電力量の検針方法は、事業者の提案による。ただし、検針日は毎月1回とすること。

(2) 使用電力量の検針後、検診結果を速やかに、各施設所管課へ通知するものとする。

(3) 電気料金は、1月ごとに事業者から請求するものとする。

なお、電気料金は施設毎に算出し、小数点以下を切り捨て、請求書のほかに内訳書(契約電力、使用電力量、最大需要電力、単価、料金、力率等)を添付のうえ、本庁会計課へ通知するものとする。

(4) 電気料金のほかに発生する経費は、1月ごとに事業者から請求するものとする。

6 スケジュール

募集要項公表 令和2年5月18日(月)

参加表明受付 令和2年5月18日(月)から令和2年5月28日(木)まで

質問の受付 令和2年5月18日(月)から令和2年5月25日(月)まで

質問の回答 令和2年5月29日(金) 予定

提案書受付 令和2年6月5日(金)から令和2年6月16日(火)

書類審査	令和2年6月下旬
結果通知	令和2年6月下旬予定
契約締結	令和2年10月1日（木）
供給期間	令和2年10月1日（木）から令和5年3月31日（金）まで

7 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱（平成17告示第43号）による指名停止を現に受けていない者であること。
- (3) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）又は、登録小売電気事業者からの電力供給を仲介するエネルギー・サービス・プロバイダー事業者（以下「ESP事業者」という。）であること。
- (5) 登録小売電気事業者にあつては、本プロポーザルにおいて、ESP事業者から電力供給の仲介を受ける者でないこと。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項に基づく公表がなされていないこと。
- (7) 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同等以上とする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者、その経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者並びに一関市に納付すべき法人市民税及び固定資産税を滞納していない者であること。
- (10) 事業者の役員等が、一関市暴力団排除条例（平成27年条例38号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

8 参加表明書の提出

- (1) 提出期間及び提出方法

- ① 受付期間 令和2年5月18日（月）から令和2年5月28日（木）午後5時必着
- ② 提出方法 郵送又は持参
- ③ 提出先 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
一関市総務部財政課（一関市役所本庁舎2階）

(2) 提出書類及び部数

- ① 一関市高圧受電施設の電力供給に係る公募型プロポーザル参加表明書
（様式第1号） 1部
- ② 応募資格を有していることを証明する書類
 - (ア) 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し
 - (イ) 納税証明書又は納税義務がない旨の申立書
 - ・ 直近の国に納付すべき法人税の納税証明書
 - ・ 近の消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ・ 直近の一関市に納付すべき法人市民税固定資産税の納税証明書
 - ・ 上記税目において納税義務がない場合は、その旨の申立書（様式第2号）
 - (ウ) 暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しない旨の誓約書（様式第3号）
 - (エ) 役員一覧表（様式第4号）
 - (オ) 法人登記簿謄本写し
 - (カ) 過去3年の決算資料（貸借対照表、損益計算書）
 - (キ) 印鑑証明書

ただし、一関市指名登録業者は(ア)(カ)以外は提出不要とする。

9 質問及び回答

(1) 質問受付期間及び質問方法

- ① 受付期間 令和2年5月18日（月）から令和2年5月25日（月）午後5時まで
- ② 質問方法 任意様式により電子メールで提出すること。
- ③ 提出先 一関市総務部財政課
電子メール zaisei@city.ichinoseki.iwate.jp

(2) 回答

提出された質問への回答は、質問者あて電子メールで回答するほか、市の公式ホームページで公表する。

10 提案書等の提出

(1) 提案書受付期間及び提出方法

- ① 受付期間 令和2年6月5日（金）から令和2年6月16日（火）午後5時必着
- ② 提出方法 郵送又は持参
- ③ 提出先 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
一関市総務部財政課（一関市役所本庁舎2階）

(2) 提出書類及び部数

提出書類は次のとおりとする。様式の記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やして記入又は複数枚に分けて記入すること。

- ① 一関市高圧受電施設の電力供給に係る提案書（様式第5号） 2部
- ② 事業者概要書（様式第6号） 2部
- ③ 総電気料金算出表及び算出基礎となる内訳書（任意様式） 2部
- ④ 環境配慮に関する概要書（様式第7号） 2部

11 事業者選定

(1) 決定までの流れ

審査基準に基づき採点のうち最優秀提案者を選定し、電力供給契約を締結する。

(2) 審査方法

書類審査による。

(3) 審査基準

提案書を審査する際の基準は、概ね以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点	評価割合
会社体制	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の収益性・ 官公庁等への供給実績・ 電源構成	15/100
価 格	<ul style="list-style-type: none">・ 年間の総電気料金（付帯費用を含む）	70/100
環境配慮	<ul style="list-style-type: none">・ 二酸化炭素排出係数・ 再生可能エネルギー導入状況	15/100

※ 応募者が1者のみの場合、基準点を60点とし、評価点が基準点を満たさず場合のみ、当該応募者を最優秀提案者とする。満たさない場合は、該当なしとする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により通知するほか、市のホームページで公表する。

(5) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業者としての決定を取り消すものとする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ② 選考委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
 - ③ 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、電力供給の履行が困難であると市長が判断したとき。
 - ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。
 - ⑤ 事業者が、「7. 応募資格」に掲げる資格要件に適合しなくなったとき。
- (6) その他
- ① 上記(5)により事業者としての決定を取り消した場合は、次点者を繰り上げて選定するものとする。
 - ② 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
 - ③ 応募に関し提出された書類は、一切返却しないものとする。
 - ④ 参加表明書又は提案書の提出後にプロポーザル手続きへの参加を取り下げる場合は、取下書（様式第8号）を提出するものとする。

12 担当窓口

一関市総務部財政課管財係

〒021-8501 一関市竹山町7番2号（一関市役所本庁舎2階）

電子メール zaisei@city.ichinoseki.iwate.jp

電話 0191-21-2111（内線8292）

F A X 0191-21-2164